

商業登記規則等の一部を改正する省令案の概要

第1 改正の趣旨

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の一部、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の一部及び会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第249号）が、令和4年9月1日から施行することとされている。

本省令案は、これらの法令において会社の支店の所在地における登記が廃止されること等に伴い、関係省令の一部を改正するものである。

第2 改正案の概要

1 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）の一部改正

(1) 第1条の2、第9条、第9条の7、第11条、第17条、第21条、第34条、第35条の3、第62条から第65条まで、第80条、第81条、第89条、第100条、第105条

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、会社法（平成17年法律第86号）及び商業登記法（昭和38年法律第125号）から、支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、これに関する商業登記規則の規定についても所要の整備を行うものである。

(2) 別表第5

会社法の一部を改正する法律により、株式会社について株主に対する情報提供を電磁的方法により行うための電子提供措置をとる旨を定款で定めることができるものとされ、その定めが登記事項とされたことを踏まえ、株式会社登記簿に記録すべき事項として電子提供措置の定めを加える改正を行うものである。

2 各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）の一部改正

(1) 第5条

上記第2の1の(1)により、商業登記規則から支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、当該規定を準用する各種法人等登記規則第5条の規定について、所要の整備を行うものである。

(2) 別表

会社法の一部を改正する法律により、株式会社について株主に対する情報提供を電磁的方法により行うための電子提供措置をとる旨を定款で定めることができるも

のとされたのと同時に、会社以外の法人の一部についても、各設立根拠法において、同様の措置をとる旨の定めを設けることができるものとされたこと等を踏まえ、各種法人等登記簿に記録すべき事項として電子提供措置の定めを加える改正を行うものである。

3 特定目的会社登記規則（平成10年法務省令第37号）の一部改正

(1) 第3条

上記第2の1の(1)により、商業登記規則から支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、当該規定を準用する特定目的会社登記規則第3条の規定について、所要の整備を行うものである。

(2) 別表

会社法の一部を改正する法律により、株式会社について株主に対する情報提供を電磁的方法により行うための電子提供措置をとる旨を定款で定めることができるものとされたのと同時に、特定目的会社についても、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）において、同様の措置をとる旨の定めを設けることができるものとされ、その定めが登記事項とされたことを踏まえ、特定目的会社登記簿に記録すべき事項として電子提供措置の定めを加える改正を行うものである。

4 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成10年法務省令第47号）の一部改正

上記第2の1の(1)により、商業登記規則から支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、当該規定を準用する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第3条及び第8条の規定について、所要の整備を行うものである。

5 投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）の一部改正

(1) 第3条

上記第2の1の(1)により、商業登記規則から支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、当該規定を準用する投資法人登記規則第3条の規定について、所要の整備を行うものである。

(2) 別表

会社法の一部を改正する法律により、株式会社について株主に対する情報提供を電磁的方法により行うための電子提供措置をとる旨を定款で定めることができるものとされたのと同時に、投資法人についても、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）において、同様の措置をとる旨の定めを設けることができるものとされ、その定めが登記事項とされたことを踏まえ、投資法人登記簿に記

録すべき事項として電子提供措置の定めを加える改正を行うものである。

6 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成12年法務省令第28号）の一部改正

上記第2の1の(1)により、商業登記規則から支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、当該規定を引用する電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則第1条第1項第3号の規定について、所要の整備を行うものである。

7 商業登記規則等の一部を改正する省令（平成18年法務省令第15号）の一部改正

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、会社法及び商業登記法から、支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、商業登記等の経過措置等について定めた商業登記規則等の一部を改正する省令附則第2条、第6条、第7条、第10条及び第12条の規定について、所要の整備を行うものである。

8 限定責任信託登記規則（平成19年法務省令第46号）の一部改正

上記第2の1の(1)により、商業登記規則から支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、当該規定を準用する限定責任信託登記規則第3条及び第8条の規定について、所要の整備を行うものである。

9 一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）の一部改正

(1) 第3条

上記第2の1の(1)により、商業登記規則から支店の所在地における登記に関する規定が削除されたことに伴い、当該規定を準用する一般社団法人等登記規則第3条の規定について、所要の整備を行うものである。

(2) 別表第1

会社法の一部を改正する法律により、株式会社について株主に対する情報提供を電磁的方法により行うための電子提供措置をとる旨を定款で定めることができるものとされたのと同時に、一般社団法人についても、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）において、同様の措置をとる旨の定めを設けることができるものとされ、その定めが登記事項とされたことを踏まえ、一般社団法人登記簿に記録すべき事項として電子提供措置の定めを加える改正を行うものである。

第3 施行時期

令和4年9月1日